

玉村都市計画工業団地造成事業の決定（群馬県決定）

玉村都市計画工業団地造成事業を次のように決定する。

名 称		高崎玉村スマート I C 北地区工業団地造成事業				
面 積		約 19.6ha				
公共施設 の 配 置 及 び 規 模	道 路	道路 A 幅員 12 m 延長約 800 m	道路 B 幅員 9.5 m 延長約 420 m	道路 C 幅員 9.5 m 延長約 360 m		
		道路 D 幅員 9.5 m 延長約 150 m	道路 E 幅員 9.5 m 延長約 200 m			
	公園及び緑地	公園 A 約 5,400 m ²	公園 B 約 1,000 m ²	緑地 A 幅員 15 m 延長約 330 m		
		緑地 B 幅員 15 m 延長約 190 m	緑地 C 幅員 15 m 延長約 220 m	緑地 D 幅員 15 m 延長約 60 m		
		緑地 E 幅員 15 m 延長約 80 m	緑地 F 幅員 15 m 延長約 100 m			
	下 水 道	—				
	その他の公共施設	排水は、調整池により調整した後、一級河川滝川へ放流する。				
宅 地 の 利 用 計 画	区 分		面積	比率	備考	
	工場用地	平場	約 13.90ha	71.0%		
		緑地	約 1.52ha	7.7%		
		計	約 15.42ha	78.7%		
	送電鉄塔用地		約 0.03ha	0.2%		
	(参 考)	公共用地	道 路	約 2.18ha	11.1%	
			公 園	約 0.65ha	3.3%	
			調 整 池	約 1.20ha	6.1%	
			公共緑地	約 0.11ha	0.6%	
			小 計	約 4.14ha	21.1%	
合 計		約 19.59ha	100.0%			

「施行区域、公共施設の配置は計画図表示のとおり」

理 由

本地区は、関越自動車道及び東毛広域幹線道路（国道354号）に接し、関越自動車道の高崎玉村スマートインターチェンジに近接するなど、主要幹線道路に加えて高速道路網への優れたアクセス性を有する土地の区域であることから、県央広域都市計画圏都市計画区域マスタープランに基づく適切な土地利用規制・誘導を行っていく必要がある。

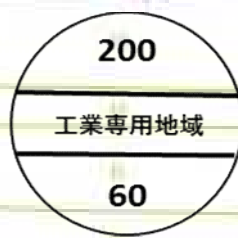
特に、玉村町では昭和48年1月23日付け首都圏整備法に基づく都市開発区域の指定を受けるとともに、首都圏整備計画（平成28年3月国土交通省）において「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律に基づく工業団地造成事業については、北関東地域における広域ネットワークの整備を契機とし新たに事業着手している地区があることも踏まえ、対流型首都圏の構築のため、引き続き制度的確かな運用を図り計画的な市街地整備や産業立地等を推進する。」とされていることから、産業地として利便性の高い操業環境の創出と保全を図るため、都市計画事業として工業団地を造成しようとするものである。

計 画 図



S = 1 : 2, 5 0 0

凡 例	
工業団地造成事業区域	
番 号	区域界名称
1 ~ 4	水路端
4 ~ 5	道路端
5 ~ 8	水路端
8 ~ 10	筆界 (公園)
10 ~ 12	道路端
12 ~ 13	水路端
13 ~ 14	道路端
14 ~ 15	水路端
15 ~ 1	道路端



地区整備計画図

